

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和4年12月9日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
297	株式会社伸栄建設	千葉県大網白里市 金谷郷158番地1	杉田 聖己	株式会社伸栄建設	千葉県大網白里市 金谷郷158番地1	令和10年9月29日